

## 芸団協サポート会員申込書

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 会長 野村 萬 殿

私は、「芸能が豊かな社会をつくる」という芸団協の組織理念に賛同し、その実現のための諸活動に協力、支援するため、芸団協サポート会員規約に基づき、平成 年度、芸団協サポート会員となることを申し込みます。

年 月 日

ご芳名 (個人の場合)	ふりがな		
団体名 (法人・団体の場合)	ふりがな		
	ご担当者様	ご芳名	
ご住所	〒		
お電話番号	(個人・法人代表・ご担当者)		
E メールアドレス	(個人・法人代表・ご担当者)		
金額*	口数	口	金額 円
ご入金方法	・該当項目の□にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 銀行振込み <input type="checkbox"/> 郵便局からのお振込み  <input type="checkbox"/> 郵便局払込取扱票の郵送希望		
お名前の公表	芸能花伝舎内の掲示 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない  芸団協の刊行物* <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <small>*年に1度、事業報告リーフレットを作成するほか、定期刊行物でご紹介させていただきます。</small>		
報告書送付のご希望	<input type="checkbox"/> 郵送による報告書送付を希望する  <input type="checkbox"/> 郵送による報告書送付は希望しない		
メールニュース配信 (月2回)のご希望	<input type="checkbox"/> メールニュースでの芸団協主催イベント情報の配信を希望する  <input type="checkbox"/> メールニュースでの芸団協主催イベント情報の配信を希望しない		

芸団協サポート会員の会費は、4月1日から3月31日までの1年間の年会費となっております。年会費は1万円以上、1万円単位で金額を自由に設定していただけます。なお、芸団協サポート会員規約により、入会をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 芸団協サポート会員規約

### (目的)

第1条 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会は本法人の目的に賛同し、その目的を達成するための実演芸術振興事業等の実施につき、本法人に協力、支援する芸団協サポート会員に関する事項を定めるために本規約を制定する。

### (会員)

第2条 芸団協サポート会員は、第1条にいう本法人の事業実施に協力し、支援する法人、任意団体または個人で、原則として継続して芸団協サポート年会費（以下、「会費」という。）を納める者とする。

### (会費)

第3条 会費は以下の4種とし、4月1日から3月31日までの1年間の年会費とする。

ゴールド	100万円以上
シルバー	50万円以上
ブロンズ	10万円以上
パール	1万円以上

### (入会)

第4条 会員になろうとする法人、任意団体または個人は、所定の申込用紙に必要事項を記入して入会を申請し、第3条から選択した会費を所定の口座に払い込むものとする。

- 2 理事会において指名された担当常務理事（以下、「担当常務理事」という。）は、入会申請者が次条第3項各号のいずれかに該当する等、入会が適当でないと判断する場合には、当該申請を拒絶することができる。
- 3 入会の手続は、担当常務理事が管理する。

### (退会)

第5条 会員は退会の意思を所定の届出書で表明し、退会することができる。

- 2 会員が会費を1年以上滞納した場合には、自動的に退会する。
- 3 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会は会員を退会させることができる。
  - 1) 会員（法人、任意団体の場合は役員、従業員を含む、以下この号において同じ）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業の関係者、その他公益に反する行為をなすものであること、またはそれらを利用している者であることが判明したとき
  - 2) 会員が刑事事件に関して逮捕、勾留、起訴され、もしくは有罪判決を受け、または過去に有罪判決を受けていたことが判明したとき
  - 3) 他人の著作権を侵害する等、会員による重大な法令違反行為が明らかになったとき
  - 4) 会員が本法人の名誉を傷つけ、信用を害し、もしくは品位を汚し、またはその恐れがある行為を行ったとき
  - 5) その他前各号に準じる理由により、会員として不適格と認められるとき
- 4 理事会は、退会の議決の前に、会員に対して退会を勧告することができる。
- 5 退会勧告または退会の議決を受けた会員が、退会事由に関して異議を申立てた場合には、理事会は当該会員の意見を聞く聴聞会を開催することができる。
- 6 退会の手続は、担当常務理事が管理する。

### (緊急時の退会)

第6条 会員が前条第3項各号のいずれかに該当し、本法人に与える影響が重大で、緊急に退会させる必要がある場合には、担当常務理事が当該会員を退会させることができる。

- 2 担当常務理事は、前項の退会処分を行った場合には、処分の事実および理由等を理事会で報告しなければならない。

### (会員の特典)

第7条 会員は以下の特典を有するものとする。

- 1) 芸団協が行う催事への参加
  - 2) 芸団協定期刊行物の無料購読
  - 3) 会員名を年1回、芸団協の定期刊行物上に表示
  - 4) 会員名を芸能花伝舎内に表示
  - 5) その他、担当常務理事が定めたもの
- ゴールドおよびシルバーの会員は、上記に加え、以下の特典を有する。
- 1) 会員名を芸団協ホームページに表示
  - 2 担当常務理事は、会員について前項の特典付与が適当でないと認めた場合には、当該会員の特典の全部または一部を中止することができる。
  - 3 担当常務理事は、前項の中止措置を講じた場合には、その内容を理事会で報告しなければならない。

### (会費の使途)

第8条 本法人は、会費を実演芸術振興事業等の事業実施のために使用する。

### (会費の返還)

第9条 入会申請に伴って会費を払い込んだ後、当該申請が拒絶されて入会できなかった場合には、入会申請者に会費を返還する。

- 2 会員が年度の途中で退会した場合には、会費を返還しない。

### (報告)

第10条 担当常務理事は、入退会、会費の徴収状況等について、適宜、理事会に報告しなければならない。

### (変更)

第11条 この規約の変更は理事会において行う。

## 附 則

1. この規約は平成24年9月28日より施行する。

平成24年 9月28日 施行  
平成26年 3月14日 一部改訂